

令和3年度第2回環境審議会 議事録

招集の期日	令和3年9月16日(木)	
開催の場所	埼玉県県民健康センター 大会議室C (さいたま市内)	
開閉の日時	開会	9月16日 午前10時30分
	閉会	9月16日 午前11時59分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1	開 会	
2	あいさつ	
3	議 事 環境基本計画の進捗状況について(報告事項) 次期環境基本計画の策定について(諮問事項)	
4	閉 会	

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 19人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
横田 樹広	東京都市大学 准教授
藤川 久之	埼玉県弁護士会 弁護士
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
小島 直子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会 副会長理事
吉良 英敏	埼玉県議会議員
新井 豪	埼玉県議会議員
権守 幸男	埼玉県議会議員
田口 義明	一般公募
町田 由徳	一般公募

欠席委員 1人

木津 雅晟 三郷市長

第2回 埼玉県環境審議会

令和3年9月16日(木)

午前10時30分開会

○司会(赤松) 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第2回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場にいらっしゃる三浦会長、浅見副会長におかれましては、ウェブカメラ付PCを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中の「カメラ」と書かれているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、三浦会長、浅見副会長のPCは音声オフにし、会場のマイクで拾うこととしています。リモート出席の皆様がスピーカビューにしている場合、三浦会長、浅見副会長が映りません。つきましては、リモートで参加されている皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、資料1、令和2年度における環境基本計画の進捗状況、資料2、次期環境基本計画案、以上2点でございます。参考資料は、参考資料1、令和3年度第1回環境審議会の御意見への対応についての1点でございます。また、これらの資料とは別に、次第、席次表、環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。よろしいでしょうか。

ここで、資料の修正をさせていただきます。2点ほどございます。

1点目ですが、資料1、6ページ、9、森林の整備と保全の状況欄の1段落目に、「森林の整備面積は当該年度の目標値の86%となっている」とありますが、正しくは「82%」でございました。

2点目ですが、資料2、31ページ、施策指標の1つ目の名称が、「希少野生種の新規保護増殖箇所数」とありますが、正しくは「希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数」でございます。修正点は以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

リモートの方におかれましては、会議中、音声聞こえないなどお困りのことがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと存じます。

それでは、ここで環境部長の小池から御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、おはようございます。改めまして、環境部長の小池でございます。

本年度第2回の環境審議会ということで、委員の皆様方、大変お忙しい中、御参加、御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、本当に環境行政の推進につきまして、それぞれのお立場で、日頃、大変御支援、御協力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今回でございますけれども、議題2件となっております。報告事項として、現計画の進捗状況、それから諮問事項として、前回に引き続き次期環境基本計画について御審議いただくこととなります。今回提案させていただいております次期環境基本計画案でございますが、前回、皆様方からいただきました意見を事務方としてなるべく反映させるよう検討させていただいたもの、反映させたものがございます。また、改めて事務方として見直しまして、表現ですとか、順序ですとか、項目ですとかも変更させていただいております。この環境の分野、非常にいろいろ時代の進みが早く、計画を作っているうちに状況が変わってしまうということの難しさも感じながら作成させていただいたところがございます。

本日もまた、先生方にいろいろな御意見いただければと存じております。この後、これがまとまりましたら、県民コメントということで、県民の皆様の見解もお伺いしながら、年度末に向けて作成を進めてまいりたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（赤松） それでは、ここで発言の方法について説明いたします。会場出席、リモート出席の方共に、発言の際はまず挙手をしていただくようお願いいたします。指名されましたら、会場出席の方は、マイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。

リモート出席の方は、発言されるときのみ音声をオンにし、発言しないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力をお願いいたします。

本日の会議は、委員20名のうち19名が御出席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 会長を仰せつかっております三浦でございます。

本日も闊達な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議事を進行いたします。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三浦会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（赤松） 3名いらっしゃいます。

○三浦会長 それでは、傍聴者に中に入れてもらってください。

（傍聴者入場）

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名します。

四ノ宮委員、聞こえますでしょうか。

(「承知しました」の声あり)

○三浦会長 よろしくお願ひします。

それから、梶田委員にお願いしたいと思ひます。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。では、お二方、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひ、議事に入ります。

まずは報告事項でございます。令和2年度における環境基本計画の進捗状況についてです。

それでは、事務局から御説明をお願ひいたします。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山でございます。

それでは、私のほうから報告事項、令和2年度における環境基本計画の進捗状況について御報告させていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

資料の1を御覧ください。施策指標により進捗状況を御説明させていただきます。現行の環境基本計画に設定した34の施策指標について順調に推移している指標を○、計画改訂時より改善している指標を△、計画改訂時より改善していない指標を×といたしました。

また、これらの施策指標の達成状況を基に、基本計画に設定した20の施策展開の方向ごとの進捗状況についても評価いたしました。

施策展開の方向ごとに順調に推移している指標はA、計画改訂時より改善している施策はB、計画改訂時より改善していない施策はCとしております。

まず、施策指標の進捗状況でございます。令和2年度の実績では、34の施策指標のうち、順調に推移している指標は16、計画改訂時より改善している指標は11、計画改訂時より改善していない指標は7となりました。計画改訂時より改善していない施策指標が、昨年度の3から7へ増加しておりますが、このうちの5つは新型コロナウイルス感染症の影響によるものとなっております。

次に、施策展開の方向ごとの評価でございます。20の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策、計画改訂時より改善している施策とも10となりました。

続きまして……

○司会(赤松) 大変失礼いたしました。画面共有をしますと、電波の状況で音声が届きにくい状況がございますので、画面共有はなしで、音声のみでやらせていただきたいと思います。リモートの方は、すみませんが、よろしくお願ひいたします。

(リモート音声調整)

○司会(赤松) リモートの方にお願ひががございます。こちらの音声のほう、今届いていましたら、すみませんが、リアクションボタンか何かで御反応いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、再度、再開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山でございます。音声、聞こえておりますでしょうか。

電波の状況が悪くて、大変失礼いたしました。

それでは、途中からですが、再開させていただきます。

報告事項1、資料1の1ページ目でございますけれども、施策指標の進捗状況ということで、計画改訂時より改善していない施策指標が7つございますので、これらの状況について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページを御覧ください。4の廃棄物の減量化・循環利用の推進に係る指標のうち、産業廃棄物の最終処分量の指標でございます。この指標は、計画改訂時の平成26年度に19万2,000トンだった産業廃棄物の最終処分量を計画最終年度の令和3年度までに17万2,000トンにすることを目標としているものでございます。平成30年度までは目標達成以上のペースで減少しておりましたが、令和元年度はプラスチックごみの海外輸出規制などの影響により目標に達しなかったものでございます。

続きまして、その下にございます指標ですが、県や市町村が行う3R講座の受講者数の指標です。この指標につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の講座が中止になったことにより目標に達しなかったものでございます。今後は講座のリモート開催や啓発動画の貸出しなどを検討してまいります。

続きまして、同じく3ページの一番下の指標です。5年間の累積沈下量が4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合でございます。この指標は、計画改訂時の平成27年度に99.8%だった5年間の累積沈下量が4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合を計画改訂時の令和3年度までに100%にすることを目標としております。令和2年度は、対象となった592地点中、加須市内の3地点で目標値を超えました。県内の地盤沈下は鎮静化してきておりますが、地下水くみ上げ量が増加に転じると地盤沈下が進行するおそれ考えられますので、状況をしっかり監視、指導してまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。7の川の保全と再生に係る指標のうち、川の国広援団への支援件数の指標でございます。この指標は、川の再生活動を行う川の国広援団登録団体に対する支援件数を令和3年度までに300件とすることを目標とした指標でございます。県では、川の再生活動で使用する物品や環境教育資材の提供などの支援を行っております。必要な資材がおおむね行き渡り、自立して活動できる場合が増え、支援件数が減少してきたところ、さらに令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う団体の活動自粛により支援件数が大幅に減少したものと考えております。目標値の達成に向けて、団体のニーズに合った環境学習資材や活動資材のメニューを増やすとともに、サポートデスクの新規開設など拡充を図ってまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。9の森林の整備と保全に係る指標のうち、森林ボランティア活動に参加する延べ人数の指標でございます。この指標は、令和元年度までは目標値以上で推移してまいりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により人が集まる活動を控えたことが影響し、目標値を下回ったものでございます。

続きまして、飛びますが、9ページを御覧ください。18、連携・協働による取組の拡大に係る指標のうち、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数の指標でございます。この指標につきましては、学校や地域に環境アドバイザー等派遣する回数を令和3年度までに年間

300件とすることを目標とした指標でございます。

また、続きまして、10ページのほうも御覧いただきたいのですが、10ページの19の環境を守り育てる人材育成に係る指標のうち、一番上のこちらの環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数でございます。この目標につきましては、学校や地域で環境アドバイザー等が行う環境学習の参加人数を令和3年度までに年間2万人とすることを目標としております。これら2つの指標につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により環境アドバイザー等の派遣回数が減少し、目標の達成には至らなかったものでございます。今後は登録人材の拡大や地域人材の情報の充実を図り、市町村との連携を強化しつつ情報発信を充実してまいります。

環境基本計画の進捗状況につきましての報告は以上でございます。今後も引き続き目標達成に向けて努力してまいります。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日の環境審議会に御報告させていただきますとともに、例年、県議会の12月定例会に年次報告として提出し、報告させていただいております。また、その後、県のホームページにも掲載させていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から令和2年度における環境基本計画の進捗状況について御報告いただきました。

これから御意見あるいは御質問をお願いいたします。順次、挙手をいただければと思います。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長だけではなくて、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

○新井委員 御説明ありがとうございました。

この改善していない施策指標の7つのうちの5つが新型コロナウイルス感染症の影響だという分析があると思うのですが、逆にこの△は、改善はしているけれども目標値に達しないというのが△だと認識しているのですが、逆にこの11の項目で、コロナ感染症の影響があるもので、どれぐらい分析されているのか。または、コロナ禍によってライフスタイルが変わりましたから、コロナ禍によって、逆に数値が好転しているものなど、そういった分析はあるのか。もしありましたら、お聞かせください。

○大山環境政策課長 先ほど×の指標について説明いたしましたが、△の指標の分析でございます。このうちコロナ関連で影響を受けているものでございますけれども、ちょっと詳細には分析していないのでございますけれども、例えば10ページになりますけれども、コロナの影響を受けた△の指標としては、10ページの19の2つ目の指標、環境科学国際センターの利用者数、こちらにつきましては、昨年度97万7,031人となっております。これは例年、累積の数なので、97万人となっているのですが、令和2年度単体で見ますと1万9,931人となっております、約2万人なのですが、例年ですと来館者数は5万人前後ですので、やっぱり半減しております。半減しておりますが、これは累積の数なので、目標、改訂時よりはもちろん上がっているということでございまして、こういったところでも△

の指標でもコロナの影響を受けているものはあるというものでございます。

すみません。あともう一つの質問で、コロナの中でも好転している指標はあるのかという御質問でございすけれども、そういった指標はちょっと見当たらないというものでございます。

以上です。

○石井環境部副部長 ちょっと補足をいたします。

○三浦会長 はい、お願いします。

○石井環境部副部長 改善している指標というようなことにはつながらないかと思っておりますけれども、例えば10ページの環境分野における海外との交流者数ということで、通常であれば海外と行き来したりして、技術者を受け入れたりとか、会議等を行うのですけれども、やっぱりコロナの影響で、今日はちょっと電波が悪いですけれども、こういうウェブ会議というようなことで、逆にこういうのをどんどん活用していけば、それ以上に交流者というのは増える可能性もありますので、今後、そういう視点も捉えながらこういった部分を進めていきたいと、そういうふうを考えております。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

磐田先生、お願いいたします。

○磐田委員 すみません。私よりも先に小島委員のほうが手を挙げられていたと思います。

○三浦会長 ごめんなさい。では、小島委員、先をお願いします。

○小島委員 すみません。ありがとうございます。

では、私からは、令和3年度第1回環境審議会の御意見の対応についてという資料から幾つか質問させていただきます。まず、この資料の3番にあることで、生物多様性のCOP15の開催についての記載したほうが良いということで。

○三浦会長 すみません。ちょっとごめんなさい。今の御説明に対する質問ではないようですので、後でお願いいたします。よろしいですか。

○小島委員 すみません。では、後で結構です。

○三浦会長 それでは、磐田委員、お願いします。

○磐田委員 ごめんなさい。ちょっと聞き取りづらかったのですが、私でよろしいでしょうか。

○三浦会長 はい、磐田委員、お願いします。

○磐田委員 すみません。今御説明いただいた資料1の2枚目の地球温暖化対策の総合的推進の指標評価のところなのですが、ちょっと聞き漏らしていたら恐縮なのですが、3つの項目がここに挙げられていて、県全体の温室効果ガスの排出量の削減が期待していたほどには進まなかったというところがあると思うのですが、温室効果ガスの内訳としては、例えば産業、運輸、家庭、業務とかあると思うのですが、特にどの部分でのご入力が必要だというふうに感じていらっしゃるのか。この内訳について少し教えてください。

○三浦会長 お願いします。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。聞こえておりますでしょうか。

基準年度である2013年度比でそれぞれ部門の増減率を簡単に申し上げますと、産業部門が16.9%マイナス、業務部門が20.3%マイナス、家庭部門が18%マイナス、運輸部門が5.1%マイナスでございます。私どもとして、この結果を基に、特に運輸部門のてこ入れが必要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○磐田委員 ありがとうございます。非常に分かりやすくなりました。

この2つ目の指標の次世代自動車の普及割合というところもやはり重要というところで、次世代自動車の普及割合については、かなり目標値と乖離があるように思えるのですけれども、この対策として事業者と連携した普及啓発ということが書いてあるのですが、これで果たして大丈夫でしょうか。その普及啓発だけでいいのか。それとも、そのカウントの仕方として、次世代自動車ということで、事業者が持っている自動車も家庭が持っている自動車も全部引くくめて評価されているように思うのですが、例えば実際にはこの内訳みたいなものがあるかもしれないのですけれども、今後、どこに注力を置いて、およそ10%の乖離があると思うのですけれども、これをちょっと埋めていく、挽回していくということをお考えでしょうか。それについてちょっと、次年度の計画にも少し関わってくるかなと思いましたので、教えてください。お願いします。

○三浦会長 お願いします。

○宮原大気環境課長 大気環境課長でございます。

ただいまの御質問なのですけれども、委員おっしゃるようになんかの目標との乖離がございます。ただ、目標を立てるときがちよっと相当高めに立てたという部分もあるのですけれども、それと併せて、どうしても車というのは行政側でうまくコントロールできない部分もございまして、一般の方々が買い控をしたというところが一つの原因になっています。かつては大体7年とか10年とかで車の買換えというのは進行していたのですけれども、現在、平均すると12年ぐらいで更新されていたり、買換えをしていたりとか、そういう部分がございますので、思ったように伸びなかったというのが一つの原因になっております。

あわせて、次世代自動車ですが、ハイブリッド車が次世代自動車の今一番のメインになるわけなのですが、これがどうしてもトラックであるとか、そういったところにはまだ普及していない部分がございます。あわせて、今後については、国のほうもグリーン成長戦略のほうで新車に関してどんどん次世代自動車に替えていくというような目標を立てておりますので、今の報告とはまた少しずれるのですが、今後の新規の計画の中では新車導入に対する割合というような指標に変えていく予定でおります。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

○磐田委員 ありがとうございます。

おっしゃられるとおりで、中々最近、買換えにだけに頼ってやっていくというところ、ストックの部分の入れ替わりが厳しいなというふうに私も感じておりますので、新車に対する割合を指標にされると

いう点はいいのではないかと思います。

もう一点。

○三浦会長 すみません。ちょっと時間オーバーしていますので、ほかの方によろしいでしょうか。後でメール等をお願いいたします。

○磐田委員 購入台数を基本にされたらどうかというふうに思いました。

以上です。

○三浦会長 では、ちょっとオーバーしていますが、袖野委員、ちょっと手短にお願いします。

○袖野委員 ありがとうございます。

全体の進捗というところで着実に進捗しているという報告で、非常によかったなと思います。

1点、3ページの4番、廃棄物の減量化・循環利用の推進のところ、産廃の最終処分量の指標があるのですが、ここでプラの輸出規制の影響を受けて大幅に増加とあるのですが、大幅なのかがちょっとよく分かりませんでした。26年度が192で、元年度が193というところで、目標が172ということなので、着実にいっていたのがR元年度で大きく増えてしまったのか。中国のプラの規制は、2017年末だったと思いますので、輸出規制の影響を受けるには、時間が少したっている気がいたしますので、この状況がどうなっているのかを教えてくださいたいのが1点です。あと全体について、状況の記述のところ、今後、こういうふうにしていくというようなことが書いてある部分と、単純にこうでしたという事実を書いているところとあって、その整理といいますが、書いていないところは今後何も予定されていないのかどうかはちょっと分かりませんので、そこは少し記述について整理いただくのがいいのかなと思いました。後半はコメントです。よろしくお願いします。

○三浦会長 お願いします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課長の佐々木です。よろしくお願いします。

御質問ありがとうございます。産業廃棄物の最終処分量につきましては、今回、指標の達成状況が×ということでお示しをしておりますが、この前の平成30年度の実績で言いますと15万9,000トンということで、もう既に平成30年度であれば、この目標値、令和3年度の17万2,000トンクリアしていたと。その前の年の平成29年度も16万8,000トンということで、クリアしていたのですが、ここに来て令和元年度に悪化に転じたという傾向が見受けられます。

今回、最終処分量、それぞれいろいろと品目があるわけなのですが、それぞれ品目ごとにちょっとその増減を出してみたところ、やはり一番大きかったのが廃プラスチックだったということで、これがやはり突出しているということで、バーゼル条約の附属書改正によるものの影響が大きいのではないかとこのように推定をしております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○袖野委員 はい、ありがとうございます。

○三浦会長 そうしますと、まだまだ御質問、御意見あると思いますが、予定していた時間を大幅に超えておりますので、後でメール等をお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、諮問事項であります次期環境基本計画案について、事務局からお願いいたします。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山から説明させていただきます。

資料の2を御覧ください。資料の2、次期環境基本計画案でございます。前回の審議会でいただきました御意見への対応や庁内での検討を踏まえまして、前回御提出した素案を修正いたしました。なお、修正箇所については赤字で記載しております。それでは、修正点について順次説明させていただきます。

まず、3ページを御覧ください。3ページの(2)、人口についての記載でございますが、こちらにつきましましては、本計画の上位計画となる次期5か年計画の記載に合わせまして修正をいたしております。

続きまして、今度は5ページをお願いしたいと思います。5ページの真ん中ほどの(2)、ESG投資等の動向の記載でございます。こちらにつきましましては、前回の御意見を踏まえ、世界的なESG投資等の動向について追記しております。

続きまして、今度は6ページを御覧いただきたいと思います。6ページの22行目から24行目の記載でございます。こちらにつきましましては、本年8月にIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表されたことから、記載内容を見直しました。

続きまして、7ページを御覧ください。7ページの(4)、生物多様性についての記載部分でございます。前回いただきましたCOP15についても触れてはどうかという御意見を踏まえまして、追記するとともに、より分かりやすくするため記載内容を見直しました。

続きまして、8ページになります。8ページの(6)、大気環境についての記載でございます。PM2.5について、令和2年度に首都圏1都3県全域で初めて環境基準を達成したことなど、最近の状況に合わせて記載内容を見直しております。

続きまして、今度は9ページを御覧ください。第3章、長期的な目標でございます。2番の自然共生社会づくりの説明部分でございますけれども、計画素案では、平仮名の「みどり」と漢字の「緑」の表記が統一できておりませんでした。本件では平仮名の「みどり」については森林や平地林、湿地などの総称として、また漢字の「緑」につきましましては、樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用しておりますことから、この考え方に沿って表記を見直しました。なお、この部分だけでなく、以降に出てくる緑の表記についても、この考え方を基に前回の素案から修正しております。

続きまして、飛びますけれども、13ページを御覧ください。第5章、実施施策についてでございます。まず、気候変動対策の推進でございます。13ページ19行目の部分でございますが、前回は審議会でいただきましたヒートアイランドが気温上昇の原因と単純に言ってよいのかという御意見を踏まえまして、本県の気温の上昇幅が全国と比べて高い理由と夏季の日中の気温上昇の理由をそれぞれ分けて記載いたしました。

(2)、長期的な目標に向けた方向性につきましましては、前回の審議会でいただいた国の環境政策が大きく動いている中で、県として脱炭素社会実現の道筋を示すため、長期的な目標に向けた方向性に一文を加えるべきという御意見を踏まえまして、「温室効果ガスの排出量が着実に減少しています」

と追記いたしました。

また、前回の審議会でもいただいた御意見、太陽光発電施設に関する御意見で、地域住民の理解の下、自然と共生した設置では、たとえ環境破壊型のソーラーでも地域住民が賛成して、広い意味で環境に共生していると思えば設置できると解釈されかねないという御意見を踏まえまして、ここの記述を「地域の住民の安心・安全、生物多様性の保全などに配慮された、地域の実情に応じた太陽光発電の設置が進んでいます」と修正しております。

また、前回の審議会での御意見では、資源生産性、再生可能エネルギーの普及率など、次の計画策定に向けて施策を図る指標設定について継続して検討していただきたい。あるいは、温室効果ガス削減量の数値目標については裏づけが必要。また、カーボンニュートラルの社会の実現に見直しの際は、野心的に目標を設定していただきたいといったような御意見をいただいております。これらにつきましては、改定される国の地球温暖化対策計画など、今後示される国の政策を踏まえまして、県の地球温暖化対策実行計画の見直しを行う予定でございますので、その際、裏付けのある高い目標設定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、飛びますけれども、今度は16ページを御覧ください。16ページでございますけれども、EV・PHV・FCVなど電動車の普及促進につきましては、前回の審議会でも事業所向けの取組が中心ではないかという御意見をいただきました。これを踏まえまして、県民に対する取組の記載を追記いたしました。

また、PHVを販売禁止とする動きも世界にある。PHEVと表記する場合もあるといった御意見をいただきましたが、国のグリーン成長戦略の電動車の定義にPHVが含まれていること。また、表記もPHVとされていることから、本計画におきましてもPHVの普及促進についても記載するとともに、表記もPHVとすることといたしました。

続きまして、今度は17ページを御覧ください。CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出につきましては、身近な緑もCO₂吸収源となることから、新たな取組として追加し、本取組の内容に直接関連する取組を、文字サイズを小さくし、追記いたしました。

さらに、15行目のローマ数字、(vii)、県の率先実行につきましては、これまで一つの取組としてきましたが、県の取組をより分かりやすくお伝えしたいと考え、今後の政策について、また見直し、取組についても3つ項目立てしてお示しております。

続きまして、19ページを御覧ください。(3)、今後の施策と主な取組のうち、ローマ数字(i)、3Rの推進でございます。こちらにつきましては、取組の内容にリサイクルも含まれることから、これまでのリデュース、リユースの推進から文言を修正しております。ごみを減らすライフスタイルの普及促進については、前回の審議会でもいただいたサーキュラーエコノミーの考え方があまり入っていない。ごみを減らす社会づくりに向けた修理の情報も必要という御意見を踏まえまして、サーキュラーエコノミーは県だけでなく、様々なステイクホルダーが取り組むものであることから、企業や市町村と連携した講座の開催、市町村の取組支援についても追記しております。

続きまして、今度は20ページを御覧ください。20ページの7行目でございますけれども、県の率先行動と市町村支援につきましては、前回の審議会でもいただいたグリーン購入について積極的に考えて

はという御意見を踏まえまして、調達率の向上に努める旨、追記しております。

同じく20ページ17行目、プラスチック資源の循環的利用の推進につきましては、プラスチックを資源とした循環的利用の推進から、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画に合わせて取組名を変更するとともに、新規の取組として内容が伝わるよう記載を見直しました。

続きまして、21ページになります。1行目の太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進につきましては、19ページの施策の方向2、(1)、現状と課題に太陽光発電の使用済みパネルの排出について記載があることから、それに対応した取組として記載を追加いたしました。

次に、22ページになります。6行目に廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成については、前回の審議会でいただきましたエッセンシャルワーカーの記載について、称賛することが伝わるような表現するとともに、取組の表彰についても検討という御意見いただいております、そういった意見を踏まえまして記載を修正させていただいております。

続きまして、24ページになります。24ページの施策の方向3、みどりの保全と創出でございます。こちらグリーンインフラにつきましては、自然が有する多様な機能を様々な課題解決に活用するという考え方であることから、関連する今後の施策の3、みどりの保全と創出、それから5の川との共生と水環境の保全にそれぞれ記載することといたしました。

3のみどりの保全と創出では、(1)、現状と課題にグリーンインフラとしても、みどりを創出・保全・活用していく旨を記載するとともに、(2)、長期的な目標に向けた方向性でも、グリーンインフラとしての機能が十分に発揮されている旨を追記しております。

次に、25ページになります。25ページの31行目、県有施設などの身近な場所の緑化につきましては、今後の施策の動向を踏まえまして、園庭などの芝生化、壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化、県有施設などの身近な場所の緑化の3つを1つの取組にいたしました。前回審議会いただいた御意見、身近な緑の創出として園庭の芝生化とありますが、時代に合っていないように思う。実際に園庭に整備される面積はごくわずかで、ヒートアイランド現象の解消というようなレベルではないという御意見を踏まえまして、本計画に関するヒートアイランド現象についての記述は削除しております。

続きまして、26ページになります。1行目の自然ふれあい施設の利用促進と43行目の取組、自然公園の保全につきましては、これまで施策の方向4、生物多様性の保全にありましたが、みどりの保全と創出に関する取組でもあることから、みどりの保全と創出に関する取組として位置付けるとともに、施策の方向4、生物多様性の保全に再掲することといたしました。

続いて、29ページになります。施策の方向4、生物多様性の保全でございます。前回の審議会では、生物多様性の保全が自然共生社会の軸であるが、みどりの保全と創出から始まる目的が読み取れません。まず、生物多様性の保全があって、みどり、川の保全があるのがよいと思うという御意見をいただきました。こちらにつきましては、本県の特色の一つである貴重なみどりを守るため、ふるさと埼玉の緑を守る条例の制定、また彩の国みどりの基金の創設など、様々な取組を進めてきた経緯がございますので、自然共生社会づくりの初めの施策の方向にみどりの保全と創出を位置付けております。御理解のほどよろしく願いいたします。

なお、前回の審議会での現在見直されている国家戦略でも第一に語られているのは個々の生物等で

なく、生態系の保全、再生であるという観点であるといった御意見を踏まえまして、施策の方向4、生物多様性の保全の最初の今後の施策を埼玉県生物多様性保全戦略の推進とし、その初めの取組を地域環境に応じた多様な生物の生息、生育地の確保とし、生物多様性の保全の前提となる生態系の保全に関する取組を記載し、みどりや水の関連取組などもまとめて記載しております。

続きまして、30ページでございます。34行目では、前回審議会で野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施については、イノシシの豚コレラについても対策を行ったので、野生鳥獣の取組にしたかどうかという御意見を踏まえまして、取組名を野生鳥獣における感染症への連携した対応に変更するとともに、取組内容に追記いたしました。

また、指標に関しまして、前回の審議会で特別緑地保全地区や公有地の面積、また県内市町村の生物多様性地域戦略の作成状況を追加してはどうかという御意見をいただきましたが、これらにつきましては、特別緑地保全地区や公有地の面積につきましては取組を関連取組として位置付けたこと。生物多様性地域戦略は市町村ごとに判断されるものであることから、生物多様性の保全としては指標化はしないことといたしております。

次に、32ページを御覧ください。前回の審議会で川の部分でグリーンインフラに言及して、流域治水をどう進めるか、記載してはどうかという御意見をいただきました。グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能な魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものであることから、流域治水に限定してではなく、川の取組全体と関連させて記載することが適切と考えました。

そこで、(2)、長期的な目標に向けた方向性に県内の河川は「グリーンインフラとしての機能を十分に発揮」と追記するとともに、施策の方向3、みどりの保全と創出を含め、関連する主な取組にグリーンインフラについても追記しております。

続きまして、飛びますけれども、今度は38ページを御覧ください。38ページ5行目でございます。前回の審議会での御意見、建築部局との連携について記載するとよいを踏まえまして、化学物質の適正管理と災害対策の促進の取組に建築部局との連携について追記いたしました。

同じく38ページ、19行目、身近な生活環境の保全に、前回の審議会でいただいた御意見として、土砂の不法投棄、残土処分について、本計画に記載すべきという御意見をいただきました。この意見を踏まえまして、土砂の不適正な堆積の防止を取組として位置付けました。

続きまして、40ページを御覧ください。施策の方向7、経済との好循環と環境科学・技術の振興につきましては、33行目の取組、企業等のSDGsの取組支援にESG投資の活用等について触れるなど、記載内容を見直しました。

最後になりますけれども、43ページを御覧ください。施策の方向8、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりでございます。前回の審議会でいただきましたコンパクトなまちづくりについて、地域包括ケアシステムについて触れるとよいという御意見を踏まえまして、(1)、現状と課題において、「地域包括ケアシステムの確立など地域で誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくり」と記載いたしました。

前回の審議会からの主な修正点については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明について、各委員から御意見あるいは御質問をお願いいたします。

挙手をいただければと思います。

小島委員、お願いします。

○小島委員 先ほどは失礼いたしました。

私からは、13ページの太陽光の施設に関して、いろいろと修正していただきまして、ありがとうございました。ただ、また修正案にあります生物多様性の保全などに配慮されたという、この配慮という言葉は結構意味が広く取れる言葉なので、本当は提案を以前からしていましたとおり、環境と生物多様性を損なわない施設というふうにしたほうが良いと思います。

あと、もう一つあるのですが、参考資料のほうでいかせていただくと、審議会の御意見の対応についてというところの23番のところ、一番最後、23番なのですが、現行の生物多様性保全戦略に「希少野生動植物の指定や希少野生動植物保護区の設置について検討を進める努力をする」と書くのがいいのではないかという意見を出したのですけれども、ここに対応として、保護すべき種や保護区の指定等にかかる調査を行う旨を記載と書いてあるのですけれども、調査をした上で、やっぱりこの設定について検討を進める努力をするとか、こういった言葉が入っていることが大事だと思いますので、入れたほうがよいと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

では、回答をお願いします。

○大山環境政策課長 環境政策課長です。

まず、1点目の御意見でございますけれども、太陽光発電施設についての記載の表現については、委員の意見、参考にさせていただきたいと思います。

2点目につきましても、御意見として承らせていただきます。検討させていただきます。

以上です。

○小島委員 ありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

磐田委員、お願いします。

○磐田委員 何点かございます。

まず、13ページ目の、先ほど小島委員おっしゃられたこの生物多様性等に配慮というところの後です。太陽光の設置と書いてあるのですが、小水力発電とか風力とか、ほかにも様々ございますので、太陽光と限定するのではなく、再生可能エネルギーの導入が進んでいますといった形がよろしいのではないかと思います。

関連して、14ページ目の1番目のダイヤというか、再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理というところも、太陽光発電に限定しているのが、これも再生可能エネルギー全般の設備に関して適切

な指導を行うという方針のほうが望ましいと思います。

次の点として、14ページ目にエネルギーの効率的な利用の推進のところ、コージェネレーションシステムや燃料電池のところの中なのですけれども、基本的に改正温対法でも、家庭は電化を進めるということがメインになっていることを考えると、家庭用燃料電池、入れてもいいのですが、ヒートポンプ、いわゆるエコキュート、そういったものを支援するというものもこの中には必要なのではないかと。ちょっとコージェネレーションシステムやというところには入らなくなるのですが、ただエネルギーの効率的な利用の促進というところには入ってこなければいけない項目だと思います。

それに関連して、15ページ目にも、iv、家庭部門におけるライフスタイルの転換という項目の中の住宅の省エネルギー対策の実施というところにも、燃料電池などのというふうに書いてあるのですが、あえて、これを入れないで、住宅用省エネルギー設備の部分だけを残したほうが語弊がないのではないかとというふうに思いました。

そのほか、最後になりますけれども、16ページの運輸部門の対策につきましては、先ほど質問したとおりでして、この推進の中にカーシェアとか公共施設へのシフトというものが入っていることを考えると、18ページ目にあるこの運輸部門の施策指標のところ、例えば自動車の保有台数といったものを入れたほうがよろしいのではないかとというふうに思いました。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、御回答をお願いします。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 冒頭の質問に関しまして、エネルギー環境課長からお答えさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーのところにつきましては、太陽光のみならず、ほかのエネルギーもあるのではないかとということで、そのような文言の表記がよろしいのではないかとというような御質問というふうに思っております。書き方については、今の委員の意見も踏まえて、若干の工夫はさせていただきたいと思いますが、ここで書きたかったことと申し上げたかったことにつきましては、再生可能エネルギーを推進していく。これは委員のおっしゃるとおりなのですが、特に太陽光につきましては、本県のメインの再生可能エネルギーになり得ることと、あともう一方で、やはり地域の皆様のほうから安心安全につきましては、特にFIT太陽光につきましては多くの意見をいただいているということも踏まえまして、このような表記をさせていただいたということもございますので、ここは若干の御理解をいただきたいなというふうに考えております。

それから、コージェネレーションのところなのですが、ここも御意見踏まえて検討させていただきたいと思いますが、ただ一方で、全て電化というのは、おっしゃるとおりカーボンニュートラルにおいては電化というのはメインになってくるというのは理解しておりますが、一方でやはり省エネというのを併せて進めていくことでの電化というのも必要というふうに考えておまして、やみくもに全てが電化というのも、我々としては難しいかなということも考えておまして、向こう5年の計画ということも踏まえまして、やはり効率化、つまり省エネということも踏まえまして、コージェネレーションというのも我々の手段としてはまだまだ必要かなという理解の上から、コージェネレーションと

いうことを入れております。

一方で、エコキュートというのも当然省エネ対策で必要というふうに考えておりますので、表記については工夫させていただきます。

以上でございます。

○三浦会長 後半、お願いします。

○石井環境副部長 副部長の石井でございます。

後半の運輸の関係の指標等の関係でございますが、ここの指標、実は埼玉県の上位計画である5か年計画と整合を取っていますことから、今いただいた委員の御意見、ちょっと踏まえまして、どういった形でできるかどうかについては、少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○三浦会長 よろしいでしょうか、御検討いただくということで。磐田委員。

○磐田委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。

田口委員、お願いします。

○田口委員 ありがとうございます。3点申し上げたいと思います。

第1点は、前回、温室効果ガスの排出量削減率の目標に関して、若干意見を申し上げましたが、この点については、国の地球温暖化対策計画の改定後、改めて目標値を再設定するというので、その旨、この計画の中に明記していただいておりますので、その点は了解いたしました。ただ、脱炭素への動きは、冒頭小池部長の御挨拶の中にもありましたように、大変動きが速く、かつ内容的にもかなりドラスチックに今後進んでいくものと思われるので、ぜひ、できるだけ早い時期に再設定の作業に着手していただきますよう要望させていただきます。

なお、この点に関連しては、今回の計画案では、気候変動対策に関する施策の部分、今回は赤字で表示されている施策が大変充実強化されていると思います。これらの施策が今後脱炭素化を進める上で裏づけとなる施策として大きな役割を果たすことになると思いますので、この計画策定後は、ぜひこれらの施策が実効的な形で実施されて、温室効果ガスの排出削減にしっかりとした効果を上げることが期待いたします。

第2点は、施策指標の説明文の記載の仕方についてです。18ページの気候変動対策の施策指標については、「指標の説明」であるとか、「目標の根拠」の箇所、年号と西暦が併記されていて、大変分かりやすいと思います。しかし、22ページ以降、「施策の方向2」以下では、全て年号表記のみとなっています。中長期的な目標の説明をするのに平成と令和が混在していたりするなど、少し長い期間で動きを考えようとすると大変分かりにくくなってしまっております。年の表記の仕方については、県の内規等があるのかとは思いますが、少なくとも中長期的な施策指標のようなところでは西暦年も併記していただくとよいのかなと思います。

第3点は、22ページの施策指標の1番目、一般廃棄物の再生利用率の「指標の説明」の書き方についてです。この「指標の説明」部分の3行目以降で、「一般廃棄物の削減が進むと再生利用量も減少

が予想されるので、資源の有効利用状況を確認するには再生利用率が適している」というふうに書いてあるのですが、この論理が少し分かりにくいと思います。推察しますところ、書かれている趣旨は、恐らく再生利用の量ではなくて、排出量に占める率で見たほうがより適切だということをも分母分子の関係で言おうとしているのかと思いますが、ここだけ読んだのでは、その意味が理解しにくいと思います。ここは最初の1行半、「一般廃棄物の削減が進むと再生利用量も減少することが予想され」の部分にはむしろ削除して、例えば、「資源の有効利用状況を見るには排出量に対する再生利用率が適していることからこの指標を選定」というような形で、簡潔に記載していただいたほうが、かえって分かりやすいのではないかと思います。

以上3点、御検討いただければ幸いです。

○石井環境副部長 すみません。時間がないので、私がまとめてお答え申し上げます。

1点目については、御要望承りまして、県でももう既に着手を始めているところですので、鋭意進めてまいりたいというふうに思います。

2点目の表記に関しては、御指摘、よくわかりますので、文言の表記、年号の表記についてはもう一度整理させていただきたいと思います。

3点目についても、非常に分かりやすい御指摘だと思いますので、委員の御意見いただいた方向で訂正するよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

○田口委員 はい。

○三浦会長 それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは森林のところなのですが、施策の方向と指標の関係について伺いたいのなのですが、水循環に向けた取組を各所に置いていただいて、26ページのところにある、水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全というのを掲げていただいている、その下に、里山や平地林というのがあります。この施策の指標の27ページのほうを見ると森林の整備面積となっているのですが、この内訳のようなものはどういうふうにお考えなのかというところをお伺いできればというふうに思っております。

あと、生物多様性のほうになりますけれども、組み方については理解いたしました。そして、保全、希少野生種の新規保護増殖箇所数の施策目標のところなのですが、こちらは在来種を特に含めておらず、なおかつ飼育栽培可能な樹種というふうに掲げているのですが、先ほどの在来種の話というのはどこに、在来種保全というのはどういうところに位置付けられているのかというところをちょっとお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 御回答お願いします。

○森田森づくり課主幹 森づくり課でございます。

森林整備の面積のうち、平地林の面積が入っているかということかというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

森林整備の面積の指標の中に、この平地林の面積のほうも入れ込んで計上していると思います。

○三浦会長 もう一件は。

○横田委員 平地林も入っているということですね。

○森田森づくり課主幹 はい、そうです。

○横田委員 どういうふうに定義されているのかというのは何かあるのですか。水源かん養林に対して何ヘクタールとか、仕分けをされているのか。

○森田森づくり課主幹 そちらのほうでは、ここの指標の中では特に整理、区別はしておりません。全ての森林ということで、森林法で規定している地域森林計画、対象森林の中での整備面積ということで計上しております。

○横田委員 分かりました。その計画の旨を書いていただけるといいかもしれません。ありがとうございます。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長です。

今あった希少野生動植物の新規保護増殖箇所数と在来種との関係というお話があったかと思えます。基本的には新規保護増殖箇所数は、これは全て在来種ですので、指標の中には包括されているというふうに思っております。

以上です。

○三浦会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。 横田委員。

○横田委員 野生動植物の保全の考え方というのがきちんと示されているのが大事なところで、希少野生動植物などというふうになっているのですけれども、などというのは、どこまで、どういうふうに含まれているのかというところが、少し表現として、30ページのところ、気になりました。

以上です。ありがとうございます。

○三浦会長 ほかにございませんでしょうか。

用語の説明のところ、用語のところのアスタリスクですか、これついていますが、御説明というのはどこかにつけるのだったのでしょうか。これ今回は。

○大山環境政策課長 アスタリスクにつきましては、用語解説ということで、つけることになっておりますが、ちょっと今日の資料にはつけておりません。申し訳ありません。

○三浦会長 ほかにございませんでしょうか。

四ノ宮委員、お願いします。

○四ノ宮委員 ページ39の施策指標のPM2.5のところですけども、この令和2年度の値というのは、PM2.5の年平均濃度とだけ、ちょっとざっくりと書かれておられるので、県内の全測定局平均値ということが分かるような説明になっていればよろしいかと思えます。

また、この令和8年度の目標の値というのが、10という整数値、令和2年度は少数第1位まであって、目標が10という整数値になった理由とか何かございますでしょうか。

前のページの36のほうに、長期的な目標に向けた方向性では10未満の状態が継続と書いてあるのですけれども、ここから10未満とするのか、あとは前回書かれて、資料にあった10.0にするのか、どちらかを教えていただければと思います。

以上です。

○三浦会長 お願いします。

○宮原大気環境課長 大気環境課長です。

まず、御指摘いただきました全測定地の平均値が分かるようにというようなことにつきましては、記載のほうについて整理したいと思います。

あと、今の10.0ですけれども、そのような数字に直していきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 10.0でよろしいのですか。目標をそんな少数第1位まで出してよろしいのですか。

○小池環境部長 10.0を一応目標と5年後としては考えています。36ページの10未満ですが、これは長期的な目標ということで、その先も見据えては10未満の状態が継続しているのを長期的な目標としては掲げたいと思っております、本計画については10.0を目標値と。もちろん10.0よりも下がる方がいいわけですけれども、目標値としては10.0と、少数点第1位ということでそろえるという意味では、0をつけたいと思います。よろしく願いいたします。

○四ノ宮委員 分かりました。ありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

袖野委員、お願いします。

○袖野委員 ありがとうございます。

3点ございます。これまでいろいろと申し上げてきた内容を精いっぱい反映していただいて、どうもありがとうございます。

○三浦会長 すみません。時間3分ほどですので、3分ほどお願いします。

○袖野委員 分かりました。

13ページですけれども、再生可能エネルギーのところで、これまでの御指摘を聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、再エネというとやはり太陽光と風力が今後主力になってきますので、風力についての記述がないのが少し気になりました。

2点目が、15ページになりますけれども、建築物の環境配慮制度のところで、建築物の省エネルギー化のみが例として挙げられているのですけれども、これまでのお話ですと、やはりZEBですとか、ZEHの取組についても御説明あったかと思しますので、こういった重要な用語は入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

最後に、40ページになりますけれども、企業のSDGsの取組支援のところでは、幾つもの政策を御紹介いただいているのですが、金融のESG投資の話などもありましたけれども、金融に対する支援策というのも非常に重要だと思うのですが、この点、特に記載がないようなので、この点についてはどうなのかなというふうに思いました。

以上になります。すみません、お時間ないところ。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、回答をお願いします。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 1点目、エネルギー環境課長からお答えをいたします。

風力についての御質問でございましたけれども、国及び、それから埼玉県のほうでも、かつて再生可能エネルギーのポテンシャルについては調査をしたことがあるのですが、風力については極めて埼玉県は厳しいというようなことでもございまして、もちろん本当に小さな風力発電、あるいは地域限定的な風力というのはあり得ると思いますが、ポテンシャルとして、圧倒的に太陽光だということも踏まえての記述ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 2点目、お願いします。

○深野温暖化対策課長 2点目の建築物のZEB、ZEHの関係でございましてけれども、委員の御意見を踏まえまして、記載のほうは検討させていただきます。

以上です。

○三浦会長 3点目。

○大山環境政策課長 3点目、40ページのSDGsの金融についての記載については、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

袖野委員、いかがでしょうか。

○袖野委員 ありがとうございます。

○三浦会長 大丈夫ですか。すみません、急がせまして。ありがとうございます。

大体予定していた時間になりましたけれども、ほかにもございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 ちょっとWi-Fiの都合で十分な議論できないところもあったと思いますが、どうも申し訳ございません。

追加の御意見とか御質問などございましたら、9月22日水曜日までに事務局宛てにメールでお送りくださいますようお願いいたします。

予定しておりました議題はこれで終了いたしました。

最後に委員の皆様から何か御発言ございましたら、お願いいたします。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、令和3年度第2回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○司会(赤松) 会長、委員の皆様、ありがとうございました。

次期環境基本計画につきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして、10月中旬頃から県民コメントを行う予定でございます。

以上をもちまして、令和3年度第2回環境審議会を閉会させていただきます。

なお、次回、第3回環境審議会につきましては、11月下旬を予定しております。よろしくお願

たします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

午前11時59分閉会